

告 示

青森県告示第六百九号

平成十三年十二月二十八日青森県告示第七百一十一号（小売物価統計調査の調査品目）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月一日から施行する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木村守男

調査品目中「ワードプロセッサ パーソナルコンピュータ」を「パーソナルコンピュータ パーソナルコンピュータ用プリンタ」に改める。

青森県告示第六百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	休止年月日
ワカバ調剤薬局 弘前城東店	弘前市大字城東二丁目三の二	平成十四・二・一

青森県告示第六百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所及び施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木村守男

区分	氏名	住所	施設名称	施設所在地	変更年月日
変更前	川口喜市	弘前市大字四の三二	院川口接骨	弘前市大字駅前三丁目四の三二	平成十四・一〇・二六
変更後	山中博弥	上北郡東北町字塔ノ沢一	院山中接骨	上北郡東北町字塔ノ沢山一〇八	一三・一〇・二七
変更前	山三〇八の六	上北郡東北町字塔ノ沢			
変更後	弘前市大字三丁目の四	弘前市大字駅前三丁目の四			

青森県告示第六百一十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木村守男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑患者の別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患者	一	上北郡天間林村	平成十四・二・一五

青森県告示第六百一十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十四

年十一月十二日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、蓬田村役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦三三六の四一から六の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦三四〇に設置された三等三角点（瀬辺地）（北緯四一度〇分四一秒、東経一四〇度三四分五二秒）から一
二六度二五分四一六・二二メートルの地点
の地点から八〇度五五分二五・八〇メートルの地点
の地点から一七〇度五四分七〇・〇〇メートルの地点
の地点から八〇度五四分一一・二〇メートルの地点
の地点から一七〇度五四分八四・五〇メートルの地点
の地点から二六〇度五四分二二・四二メートルの地点

の地点 の地点から一八度二四分一六・四〇メートルの地点
の地点 の地点から九度五七分二一・一六メートルの地点
の地点 の地点から三五〇度二一分六〇・〇〇メートルの地点
の地点 の地点から一度三六分四二・七六メートルの地点

3 面積

一五、〇〇三・四六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦三三六の四一から九の地先公有水面

2 区域

次の⑦の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦三四〇に設置された三等三角点（瀬辺地）（北緯四一度〇分四一秒、東経一四〇度三四分五二秒）から一
四二度〇二分三三九・〇一メートルの地点

④の地点

⑦の地点から八〇度五五分一七〇・〇〇メートルの地点

⑤の地点

④の地点から一七〇度五四分一六五・八六メートルの地点

⑥の地点

⑤の地点から二六〇度五四分一七二・九五メートルの地点

3 面積

二八、八五九・六三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十二月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地 の 幅 員	敷地 の 延 長	備考
----------	----------	-----	-----------------------	------------	-------------------	-------------------	----

3	2	1
国 道	県 道	県 道
三三三八号	柘柵手倉橋線	五所川原岩木線
下北郡佐井村大字佐井字磯谷二七九の一七まで	三戸郡五戸町大字手倉橋字和田四四の二から三戸郡五戸町大字手倉橋字和田四六の二まで	弘前市大字宮館字宮館沢七の二から弘前市大字折笠字宮川五の一まで
後	後	後
七二・〇〇メートルから	二八・八〇メートルから	二二・〇〇メートルから
前	前	前
七三・〇〇メートルまで	二九・五〇メートルまで	二二・〇〇メートルまで
後	後	後
七二・〇〇メートルから	二八・八〇メートルから	二二・〇〇メートルから
前	前	前
七三・〇〇メートルまで	二九・五〇メートルまで	二二・〇〇メートルまで
後	後	後
七二・〇〇メートルから	二八・八〇メートルから	二二・〇〇メートルから
前	前	前
七三・〇〇メートルまで	二九・五〇メートルまで	二二・〇〇メートルまで

青森県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十二月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木村守男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 日
国道 三三三八号	下北郡佐井村大字佐井字磯谷二七九の一七まで	〃
県道 柘柵手倉橋線	三戸郡五戸町大字手倉橋字和田四四の二から三戸郡五戸町大字手倉橋字和田四六の二まで	〃
県道 五所川原岩木線	弘前市大字宮館字宮館沢七の二から弘前市大字折笠字宮川五の一まで	平成十四年十二月二十九日

青森県告示第六百十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木村守男

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市大字大野字山下一六二の六
有限会社矢野松代酒店
- 二 指定年月日
平成十四年十一月二十九日
- 三 売りさばき場所
青森市大字大野字山下一六二の六

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ下田店

上北郡下田町字高田八二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十四年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の規定により平成十四年十一月二十一日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分 量（パーセント）	その他の 規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
------	-------	-------	------------------	------------	---------------------

青森県第三四六号	混合有機質肥料	混合有機 一五・五〇	窒素全量 五・五	公定規格 のとおり	コープケミカル株式会社 東京都千代田区一番町二二三の三
----------	---------	---------------	-------------	--------------	--------------------------------

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、津軽平賀農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十九日

下北地方農林水産事務所長 竹 内 由 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 日
-------------------	--------	--------	--------------------

理事	毛馬内光雄
旧住所	下北郡大畑町大字大畑字新町一〇七
新住所	下北郡大畑町大字大畑字本町二五〇の四
平成十四年十一月二十九日	

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条の二の規定による運転免許取得者教育を行う者を認定したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年十一月二十九日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 名称 三八五流通株式会社三八五オートスクール八戸
 - 2 住所 八戸市大字長苗代字上中坪三五番地一
 - 3 代表者の氏名 泉山 元
- 二 運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地
 - 1 施設の名称 三八五流通株式会社三八五オートスクール八戸
 - 2 施設の所在地 八戸市大字長苗代字中坪一〇七番地二
- 三 運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
 - 1 課程の区分 運転免許取得者教育の認定に関する規則第一条第五号に掲げる課程
 - 2 課程の名称 悪条件下での運転教育

青森県公安委員会告示第六十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）

号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十九日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRマリンキャッチャーR	タイヨーエレクトク株式会社
"	CR笑ウせえるすまん2JC	奥村遊機株式会社
"	Eアドベンチャー inアクアポリスG	マルホン工業株式会社
"	CR Eアドベンチャー inアクアポリスSX	"
"	CRパワフル球ちゃんSX	株式会社ミスホ
"	CRインディアン嘘つかないM	株式会社ニューギン
"	CR華王XX	京楽産業株式会社
"	CR華王V1	"
回胴式遊技機	ハローサンタ	株式会社タイヨー
"	ホットエリア	山佐株式会社
"	タメタロー	有限会社リックコーポレーション
"	メガファイバー	株式会社ダイドー

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭